

新婚の 皆さんの 新しい生活を 支援します！



肝付町では今年から結婚新生活支援を開始しました

令和4年以降に入籍し、肝付町に新居を構える夫婦世帯の住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引っ越し費用について補助金を交付します。

補助額(上限) 30万円

(住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引っ越し費用並びに引っ越し費用を合わせた額)

申請期間 ~令和5年3月31日まで

対象世帯

- ① 令和4年以降に入籍した世帯
- ② 婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③ 世帯の所得が400万円未満の世帯



お問い合わせ先
肝付町役場 企画調整課
☎ 0994 (65) 8422

水を使う農業、始めませんか？

肝属中部地区では、荒瀬ダムからの通水が開始されてから、各地区への給水栓の設置や申し込まれた散水器具の導入などを実施しています。

皆さんも給水栓を設置して、水を使う農業をしてみませんか。

○給水栓について

- ・畑かんの水を利用するためには、給水栓の設置が必要です。
- ・事業期間中に限り設置にかかる費用負担はありません。※行政が全額負担

畑かん事業のPR動画をご覧ください

お問い合わせ先 肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417
肝属中部土地改良区 ☎ 0994(45)7120



○賦課金について

給水栓設置後、水を利用し始めてから賦課金が発生します。

【水利用賦課金(10aあたり)】

- ・茶 9,000円(／年)
- ・施設園芸 9,000円(／年)
- ・普通畑 3,600円(／年)

※利用の際には「給水開始申込書」の提出が必要です。

肝付町で 野菜を育てませんか

肝付町内に住所を有する農業者、法人等が出荷を目的とした野菜の作付面積の拡大に応じ、補助金を交付します。



対象作物	計画認定を受けた野菜(※畑での作付けに限る)	
対象農地	町内全域の畑地(畑地での施設栽培も含む)	
補助額	前作の作付面積に対し、今作の作付面積の拡大分に対して1,000㎡(10a)当り2万円を乗じた額。 ※上限:1品目当り200,000円(予算の範囲内で交付)	
	<p>例1 かぼちゃ:前作作付面積2,000㎡(20a) 今作作付面積3,000㎡(30a) 拡大分 1,000㎡(10a)に対し2万円補助</p>	<p>例2 人参: 前作作付面積 0㎡(0a) 今作作付面積2,000㎡(20a) 拡大分 2,000㎡(20a)に対し4万円補助</p>
お問い合わせ先	肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417	